

記者発表資料	
令和4年4月22日	
担当課	企業立地・支援課
担当者	西田 茂樹
電話	20-3201（内線 7520）

## 鳥取市 SDGs 未来都市計画のロゴマークを公募します

鳥取市 SDGs 未来都市計画における、イメージロゴの公募を行います。鳥取市民や市外の皆様に、SDGs 未来都市計画の取り組み内容や、関連するイベントの告知や活動報告など、広く周知を行えるサイトにするための戦略の一環として行います。

### 記

- (1) 応募資格 鳥取市 SDGs 未来都市計画を共に盛り上げていただける方であれば、どなたでもご応募いただけます。
- (2) 応募期間 令和4年4月22日～令和4年6月17日 必着
- (3) 賞品 賞状、賞金5万円及び鳥取市特産品
- (4) 応募先 鳥取市経済観光部企業立地・支援課

#### ■応募方法

「鳥取市 SDGs 未来都市特設 web サイト」よりご応募ください。ロゴマークは、最大2案までご提案いただけます。

#### ■制作条件

- (1) ロゴマークの制作にあたり、制作意図、コンセプトを明記すること。
- (2) 本市における SDGs の推進や取組を表現したオリジナル キャッチコピーを任意に入れることができること。
- (3) デザインは、応募者本人が制作したオリジナルの未発表作品とし、他の作品と同一又は類似していないものであり、第三者の著作権等を一切侵害しないものであること。
- (4) モノクロにした場合や、2cm×2cm 程度に縮小した場合でも視認できるデザインであること。

#### ■決定方法

##### (1) 選考

書類・選考に関しては、選考委員の投票により行います。尚、選考に際しての審査内容は開示いたしません。

##### (2) 審査観点

- 市民が親しめるロゴであるか
- 鳥取市であることがアピールできているか
- SDGs 未来都市計画の内容が想起できるか
- 汎用性(様々な媒体での利用に対応できるか)

- デザインのオリジナリティー

#### ■知的財産権

- (1) 応募者は、提出作品がすでに公開されている自らの又は第三者の作品と同一又は類似のものではないこと、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するものではないことを確約していただき、これらの侵害があった場合は、その一切の責任を負うこととします。
- (2) 応募作品が選考された場合、応募者は第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続き等を行わないものとします。
- (3) 応募作品が選考された場合、候補作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は本市に移転することとします。
- (4) 応募作品が選考された場合、本市又はその指定する者が候補作品に対し、商標・意匠の出願・登録をすることがあります。
- (5) 応募作品が選考された場合、本制作物について、本市及び本市が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこととします。

#### ■個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他選考事務に必要な範囲のみで使用します。